



島根県報

平成16年12月3日 (金)

第 1,630 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県核燃料税条例の施行期日を定める規則	(税 務 課)	2
島根県核燃料税条例施行規則	(")	2

告 示

字の名称の変更	(市 町 村 課)	8
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(健康福祉総務課)	8
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	8
生活保護法の規定による介護機関の指定	(")	9
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	9
児童福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業所の名称の変更	(障 害 者 福 祉 課)	10
児童福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業の廃止	(")	10
身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業所の名称の変更	(")	10
身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業の廃止	(")	11
知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定	(")	11
知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業所の名称の変更	(")	11
知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業の廃止	(")	12
島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の一部改正	(農 業 経 営 課)	12
企業参入促進資金利子補給金交付要綱の一部改正	(")	14
土地改良区の役員の退任	(農 村 整 備 課)	14
保安林の指定	(森 林 整 備 課)	14
保安林の指定の解除 (5 件)	(")	15
保安林の指定施業要件の変更 (2 件)	(")	16
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 (2 件)	(経 営 支 援 課)	17
地籍調査の成果の認証	(用 地 対 策 課)	19
土地収用法の規定に基づく事業の認定	(")	19
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	20
道路の供用開始	(")	21
電線共同溝を整備すべき道路の指定の変更	(")	21
公有水面埋立ての免許	(港 湾 空 港 課)	21
港湾法の規定に基づく分区の指定 (4 件)	(")	23
一定の複数建築物に対する制限の特例に係る対象区域	(建 築 住 宅 課)	24
島根県指定金融機関等の名称等の一部改正	(会 計 課)	24

訓 令

八戸ダム操作規則の一部改正	(河 川 課)	24
---------------	---------	----

公 告

平成16年度クリーニング師試験の合格者	(薬事衛生課)	25
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	25
教委規則		
市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則		25
人委規則		
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則		26
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則		26
島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則		26
正 誤		
平成16年11月2日付け島根県報第1,621号中	(産業振興課)	27

公布された条例等のあらまし

島根県核燃料税条例の施行期日を定める規則（規則第96号）

島根県核燃料税条例（平成16年島根県条例第45号）を平成17年4月1日から施行することとした。

島根県核燃料税条例施行規則（規則第97号）

1 規則の概要

(1) 核燃料税の賦課徴収に関する文書の様式を定めることとした。（第2条第1項関係）

(2) 核燃料税の賦課徴収の手続等について島根県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）の定めるところによることとした。（第2条第2項関係）

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県核燃料税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成16年12月3日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第96号

島根県核燃料税条例の施行期日を定める規則

島根県核燃料税条例（平成16年島根県条例第45号）の施行期日は、平成17年4月1日とする。

島根県核燃料税条例施行規則をここに公布する。

平成16年12月3日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第97号

島根県核燃料税条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、島根県核燃料税条例（平成16年島根県条例第45号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(文書の様式等)

第2条 核燃料税の賦課徴収に関する次の表の左欄に掲げる文書の様式は、それぞれ同表の右欄に掲げるところによる。

文 書 の 種 類	様 式
1 条例第8条に規定する申告書及び条例第9条第2項に規定する修正申告書	第1号様式
2 条例第10条に規定する更正又は決定の通知書	第2号様式

2 前項に定めるもののほか、核燃料税の賦課徴収についての手続及び文書の様式は、島根県県税条例施行規則(昭和51年島根県規則第16号)の定めるところによる。この場合において、同規則第5条第1項中「又はこの規則」とあるのは「、島根県核燃料税条例(平成16年島根県条例第45号)、この規則又は島根県核燃料税条例施行規則(平成16年島根県規則第97号)」と、同規則第7条第1項中「条例第5条」とあるのは「島根県核燃料税条例第11条の規定により読み替えられた条例第5条」とする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

(表)



処 理 事 項	発 信 年 月 日		精 査 検 算	訂 正 通 知
	通 信 日 付 印	確 認 印		
	.	.		

年 月 分核燃料税 申 告 書
修正申告書

支 庁 長 様 (事務所長)	年 月 日	原子炉設置者の所在地	
		原子炉設置者の名称及 び代表者氏名	⑧
		この申告の担当部課名 及び担当者氏名	(電話番号)
区 分	課 税 標 準 額	税 率	税 額
申 告 納 付 額	申 告 又 は 修 正 申 告 額	千 円	円
	の うち 既 に 納 付 の 確 定 し た 額		
	差 引 増 差 額		
	納 付 予 定 年 月 日		年 月 日

課 税 標 準 に 関 す る 明 細

発電用原子炉の所在 地及び名称		発電用原子炉への核 燃料の挿入年月日	年 月 日 (条例第4条第2項第 号該当)	
課税対象となる核燃料(新規挿入分)				
体 数	単 価	取得価額 (課税標準額)	課税対象となら ない核燃料体数	
		x		装荷核燃料の合計 体数
体	円 / 体	円	g u	+
計		計	計	体 体

(裏)

記載要領

- 1 印欄は、記載しないでください。
- 2 「 年 月分」は、核燃料税が課される核燃料を発電用原子炉へ挿入した日の属する年月を記載してください。
- 3 「申告納付額」欄の「課税標準額」欄は、千円単位で記載し、千円未満の端数は切り捨ててください。
- 4 「申告納付額」欄の「 のうち既に納付の確定した額 」欄は、この申告が条例第9条第2項の規定による修正申告である場合に、当初の申告書に記載した額を記載してください。
- 5 「課税標準に関する明細」欄は、次のように記載してください。
 - (1) 「発電用原子炉への核燃料の挿入年月日」欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる日を記載してください。
 - ア 当該原子炉設置後最初に核燃料の装荷があった場合 法令の定めにより経済産業大臣が行う使用前検査に合格した日(条例第4条第2項第1号該当)
 - イ 当該原子炉の法令の定めによる定期検査期間内に核燃料の装荷があった場合 当該定期検査が終了した日(条例第4条第2項第2号該当)
 - ウ その他の場合 核燃料の装荷が終了した日(条例第4条第2項第3号該当)
 - (2) 「課税対象となる核燃料(新規挿入分)」欄は、条例第4条第2項の規定により、同項各号に掲げる年月日に挿入があったとされる核燃料のうち、当該年月日前に挿入があったとされる核燃料(再挿入分)以外のものを単価ごとに記載してください。
 - (3) 「課税対象とならない核燃料体数」欄は、再挿入分及び挿入があったとはされない核燃料(炉内にあり入替えのなかったもの)の体数を記載してください。

第2号様式(第2条関係)

(表)

第 号
年 月 日

様

支 庁 長
(事務所長)

印

核燃料税更正(決定)通知書

次のとおり課税標準額及び税額の更正(決定)並びに加算金額の決定をしたので通知します。不足税額及び加算金額並びに不足税額に対する延滞金額を納期限までに納付してください。不足税額に対する延滞金の計算方法は、裏面のとおりです。

年度	年 月 分		核燃料挿入年月日		年 月 日		
区 分	課 税 標 準 額		税 率		税 額		
更正(決定)額	千円		100		円		
のうち既に納付の確定した額							
差引過不足額	-				㊦		
加算金に関する事項	区 分	基本税額	乗 率	加算金額	左のうち既に決定した額	差引今回決定する額	
	過少申告加算金	対象不足金額等	円	$\frac{10}{100}$	円		
		加算対象金額等		$\frac{5}{100}$			
		計				円	円
	不申告加算金			$\frac{100}{100}$			
	重加算金			$\frac{100}{100}$			
計						㊧	
この通知書により納付すべき税額等			㊦ + ㊧				
上記の税額等の納期限					年 月 日		
申告期限	年 月 日		申告書・修正申告書提出年月日		年 月 日		
更正(決定)の理由	1 地方税法第276条第1項の規定による。 2 地方税法第276条第2項の規定による。 3 地方税法第276条第3項の規定による。 4 地方税法第278条第1項の規定による。 5 地方税法第278条第2項の規定による。 6 地方税法第278条第3項の規定による。 7 地方税法第279条第1項の規定による。 8 地方税法第279条第2項の規定による。						

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当支庁(事務所)を経由して提出してください。

(裏)

延 滞 金 の 計 算 方 法

1 延滞金は、次の算式により計算してください。

(1) 不足税額の納期限まで又は不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日までに納付される場合

$$\text{不足税額} \times 0.073 \times \frac{\text{申告期限の翌日から納付の日までの期間の日数}}{365}$$

(2) 不足税額の納期限の翌日から1月を経過する日後に納付される場合

$$\text{不足税額} \times \left\{ 0.073 \times \frac{\text{申告期限の翌日から不足税額の納期限までの期間及び不足税額の納期限の翌日から1月を経過するまでの期間の日数(A)}}{365} + 0.146 \times \frac{\text{申告期限の翌日から納付の日までの期間の日数} - (A)}{365} \right\}$$

2 0.073(年7.3%の割合)は、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4%の割合を加算した割合になります。

3 不足税額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算してください。また、不足税額の全額が2,000円未満であるときは、延滞金を計算する必要はありません。

4 延滞金に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。また、延滞金の全額が1,000円未満であるときは、延滞金を納付する必要はありません。

島根県告示第1,168号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、佐田町長から次のとおり字の名称を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この届出に係る字の名称の変更の効力は、平成17年3月21日から生じる。

平成16年12月3日

島根県知事 澄 田 信 義

本町において字の名称を変更する区域

現 在 の 字 名	変 更 後 の 字 名
大字宮内	大字須佐

島根県告示第1,169号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成16年12月3日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
安来市立病院	安来市広瀬町広瀬1931番地	平成16年10月1日
隠岐の島町国民健康保険中村診療所	隠岐郡隠岐の島町中村48番地	平成16年10月1日
隠岐の島町久見へき地診療所	隠岐郡隠岐の島町久見309 - 2	平成16年10月1日
隠岐の島町国民健康保険都万診療所那久出張所	隠岐郡隠岐の島町那久54	平成16年10月1日
隠岐の島町布施へき地診療所	隠岐郡隠岐の島町布施642 - 1	平成16年10月1日
隠岐の島町国民健康保険都万診療所	隠岐郡隠岐の島町都万1773 - 1	平成16年10月1日
隠岐の島町国民健康保険五箇診療所	隠岐郡隠岐の島町都584番1	平成16年10月1日
隠岐の島町中村歯科診療所	隠岐郡隠岐の島町中村1541番地4	平成16年10月1日
隠岐の島町国民健康保険五箇歯科診療所	隠岐郡隠岐の島町都579番14	平成16年10月1日
美郷町国民健康保険大和診療所比之宮出張所	邑智郡美郷町宮内562番地3	平成16年10月1日

島根県告示第1,170号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成16年12月3日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
西郷町国民健康保険中村診療所	隠岐郡西郷町大字中村48番地	平成16年9月30日
五箇村久見へき地診療所	隠岐郡五箇村久見309 - 2	平成16年9月30日
都万村国民健康保険診療所那久出張所	隠岐郡都万村大字那久54	平成16年9月30日

布施村へき地診療所	隠岐郡布施村大字布施642 - 1	平成16年 9 月30日
都万村国民健康保険診療所	隠岐郡都万村大字都万1773 - 1	平成16年 9 月30日
五箇村国民健康保険診療所	隠岐郡五箇村大字都584 - 1	平成16年 9 月30日
西郷町中村歯科診療所	隠岐郡西郷町大字中村1541 - 4	平成16年 9 月30日
都万村国民健康保険歯科診療所	隠岐郡都万村大字都万1773 - 1	平成16年 9 月30日
五箇村国民健康保険歯科診療所	隠岐郡五箇村大字都579番14	平成16年 9 月30日
大和村国民健康保険診療所比之宮出張所	邑智郡大和村大字宮内562番地 3	平成16年 9 月30日

島根県告示第1,171号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成16年12月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
有限会社 佐香	平田市灘分町204 - 2	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム 四季彩	平田市灘分町204 - 2	平成16年 11月16日
有限会社 アゼーリ	那賀郡三隅町大字西河内1084番地47	通所介護	デイサービスセンターもやいの家うのはな	益田市遠田町179番2	平成16年 11月17日
有限会社 アゼーリ	那賀郡三隅町大字西河内1084番地47	居宅介護支援事業	ケアプランサービスセンターもやいの家うのはな	益田市遠田町179番2	平成16年 11月17日
有限会社 アゼーリ	那賀郡三隅町大字西河内1084番地47	訪問介護	訪問看護ステーションもやいの家うのはな	益田市遠田町179番2	平成16年 11月18日

島根県告示第1,172号

介護保険法（平成 9 年法律123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成16年12月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
医療法人社団 水澄み会	痴呆対応型共同生活介護	グループホームはまぼうふう	浜田市久代町1番7	平成16年 11月24日
有限会社 アゼーリ	痴呆対応型共同生活介護	グループホームもやいの家うのはな	益田市遠田町179番2	平成16年 11月24日

島根県告示第1,173号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定に基づき、次の指定居宅支援事業者から、当該指定に係る事業所の名称の変更の届出があったので、同法第21条の23第2号の規定に基づき告示する。

平成16年12月3日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業の種類	事業所の名称		変更年月日
		変更前	変更後	
社会福祉法人 隠岐の島町社会福祉協議会	居宅介護	西郷町社会福祉協議会居宅介護事業所	隠岐の島町社会福祉協議会居宅介護事業所	平成16年10月1日
社会福祉法人 美郷町社会福祉協議会	居宅介護	邑智町社会福祉協議会居宅介護事業所	美郷町社会福祉協議会訪問介護事業所	平成16年10月1日
社会福祉法人 雲南市社会福祉協議会	居宅介護	三刀屋町社会福祉協議会訪問介護事業所	訪問介護事業所みとや	平成16年11月1日
社会福祉法人 雲南市社会福祉協議会	居宅介護	掛合町社協訪問介護事業所	訪問介護事業所かけや	平成16年11月1日

島根県告示第1,174号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定に基づき、次の指定居宅支援事業者から、当該指定居宅支援事業の廃止の届出があったので、同法第21条の23第2号の規定に基づき告示する。

平成16年12月3日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人 大和村社会福祉協議会	居宅介護	大和村社会福祉協議会訪問介護事業所	邑智郡大和村都賀本郷163	平成16年9月30日

島根県告示第1,175号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定に基づき、次の指定居宅支援事業者から、当該指定に係る事業所の名称の変更の届出があったので、同法第17条の23第2号の規定に基づき告示する。

平成16年12月3日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業の種類	事業所の名称		変更年月日
		変更前	変更後	
社会福祉法人 隠岐の島町社会福祉協議会	居宅介護	西郷町社会福祉協議会居宅介護事業所	隠岐の島町社会福祉協議会居宅介護事業所	平成16年10月1日

社会福祉法人 隠岐の島町社会福祉協議会	居宅介護	布施村社会福祉協議会指定居宅介護事業所	隠岐の島町社会福祉協議会布施居宅介護事業所	平成16年10月 1 日
社会福祉法人 美郷町社会福祉協議会	居宅介護	邑智町社会福祉協議会居宅介護事業所	美郷町社会福祉協議会訪問介護事業所	平成16年10月 1 日
社会福祉法人 雲南市社会福祉協議会	居宅介護	三刀屋町社会福祉協議会訪問介護事業所	訪問介護事業所みとや	平成16年11月 1 日
社会福祉法人 雲南市社会福祉協議会	居宅介護	掛合町社協訪問介護事業所	訪問介護事業所かけや	平成16年11月 1 日
社会福祉法人 雲南市社会福祉協議会	居宅介護	指定居宅介護事業所おおぎ	居宅支援事業所おおぎ	平成16年11月 1 日
社団法人 益田市医師会	居宅介護	益美医師会ホームヘルプ事業所	益田市医師会ホームヘルプ事業所	平成16年11月 1 日

島根県告示第1,176号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定に基づき、次の指定居宅支援事業者から、当該指定居宅支援事業の廃止の届出があったので、同法第17条の23第 2 号の規定に基づき告示する。

平成16年12月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人 大和村社会福祉協議会	居宅介護	大和村社会福祉協議会訪問介護事業所	邑智郡大和村都賀本郷163	平成16年9月30日

島根県告示第1,177号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の17第 1 項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第15条の23第 1 号の規定に基づき告示する。

平成16年12月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 雲南ひまわり福祉会	地域生活援助	木次ひまわりの家	雲南市木次町木次351	平成16年11月26日

島根県告示第1,178号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定に基づき、次の指定居宅支援事業者から、当該指定に係る事業所の名称の変更の届出があったので、同法第15条の23第 2 号の規定に基づき告示する。

平成16年12月 3 日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	事業の種類	事業所の名称		変更年月日
		変更前	変更後	
社会福祉法人 隠岐の島町社会福祉協議会	居宅介護	西郷町社会福祉協議会居宅介護事業所	隠岐の島町社会福祉協議会居宅介護事業所	平成16年10月1日
社会福祉法人 美郷町社会福祉協議会	居宅介護	邑智町社会福祉協議会居宅介護事業所	美郷町社会福祉協議会訪問介護事業所	平成16年10月1日
社会福祉法人 雲南市社会福祉協議会	居宅介護	三刀屋町社会福祉協議会訪問介護事業所	訪問介護事業所みとや	平成16年11月1日
社会福祉法人 雲南市社会福祉協議会	居宅介護	掛合町社協訪問介護事業所	訪問介護事業所かけや	平成16年11月1日

島根県告示第1,179号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定に基づき、次の指定居宅支援事業者から、当該指定居宅支援事業の廃止の届出があったので、同法第15条の23第2号の規定に基づき告示する。

平成16年12月3日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人 大和村社会福祉協議会	居宅介護	大和村社会福祉協議会訪問介護事業所	邑智郡大和村都賀本郷163	平成16年9月30日

島根県告示第1,180号

島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱（平成3年島根県告示第447号）の一部を次のように改正する。

平成16年12月3日

島根県知事 澄田信義

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表 (第 2 条関係)

中山間地域活性化資金の種類	利 子 補 給 率															
	融資機関が措置要綱第 3 の 2 の ア、ウ及びオに掲げる者である場合						融資機関が措置要綱第 3 の 2 の イ、エ、カ及びキに掲げる者である場合									
	貸付期間 が 6 年以 内の場合	貸付期間 が 7 年を 超え 8 年 以内の場合	貸付期間 が 8 年を 超え 9 年 以内の場合	貸付期間 が 9 年を 超え 10 年 以内の場合	貸付期間 が 10 年を 超え 11 年 以内の場合	貸付期間 が 11 年を 超え 12 年 以内の場合	貸付期間 が 12 年を 超え 14 年 以内の場合	貸付期間 が 14 年を 超え 15 年 以内の場合	貸付期間 が 6 年を 超え 7 年 以内の場合	貸付期間 が 7 年を 超え 8 年 以内の場合	貸付期間 が 8 年を 超え 9 年 以内の場合	貸付期間 が 9 年を 超え 10 年 以内の場合				
1 措置要 綱第 2 の 2 の(1)の 加工流通 施設整備 資金	年 1.90 パーセント	年 1.75 パーセント	年 1.65 パーセント	年 1.55 パーセント	年 1.45 パーセント	年 1.35 パーセント	年 1.25 パーセント	年 1.15 パーセント	年 1.05 パーセント	年 0.9 パーセント	年 0.8 パーセント	年 0.7 パーセント	年 0.6 パーセント	年 0.5 パーセント	年 0.4 パーセント	年 0.3 パーセント
	年 1.65 パーセント	年 1.6 パーセント	年 1.4 パーセント	年 1.3 パーセント	年 1.2 パーセント	年 1.1 パーセント	年 1.0 パーセント	年 0.9 パーセント	年 0.8 パーセント	年 0.75 パーセント	年 0.65 パーセント	年 0.45 パーセント	年 0.35 パーセント	年 0.25 パーセント	年 0.15 パーセント	年 0.05 パーセント
2 措置要 綱第 2 の 2 の(2)の 保健機能 増進施設 整備資金	年 1.4 パーセント	年 1.35 パーセント	年 1.15 パーセント	年 1.05 パーセント	年 0.95 パーセント	年 0.85 パーセント	年 0.75 パーセント	年 0.65 パーセント	年 0.55 パーセント	年 0.4 パーセント	年 0.3 パーセント	年 0.2 パーセント	年 0.1 パーセント	-	-	-
	年 2.15 パーセント	年 2.1 パーセント	年 1.9 パーセント	年 1.8 パーセント	年 1.7 パーセント	年 1.6 パーセント	年 1.5 パーセント	年 1.4 パーセント	年 1.3 パーセント	年 1.25 パーセント	年 1.15 パーセント	年 0.95 パーセント	年 0.85 パーセント	年 0.75 パーセント	年 0.65 パーセント	年 0.55 パーセント
3 措置要 綱第 2 の 2 の(3)の 生活環境 施設整備 資金	年 1.65 パーセント	年 1.6 パーセント	年 1.4 パーセント	年 1.3 パーセント	年 1.2 パーセント	年 1.1 パーセント	年 1.0 パーセント	年 0.9 パーセント	年 0.8 パーセント	年 0.75 パーセント	年 0.65 パーセント	年 0.45 パーセント	年 0.35 パーセント	年 0.25 パーセント	年 0.15 パーセント	年 0.05 パーセント
	年 1.9 パーセント	年 1.85 パーセント	年 1.65 パーセント	年 1.55 パーセント	年 1.45 パーセント	年 1.35 パーセント	年 1.25 パーセント	年 1.15 パーセント	年 1.05 パーセント	年 0.9 パーセント	年 0.8 パーセント	年 0.7 パーセント	年 0.6 パーセント	年 0.5 パーセント	年 0.4 パーセント	年 0.3 パーセント
農業協同組合等以外 の者に貸し付ける場 合	年 1.25パーセント						年 0.4パーセント									
農業協同組合等に貸 し付ける場合	年 1.25パーセント						年 0.4パーセント									

附 則

- 1 この告示は、平成16年12月3日から施行し、この告示による改正後の島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の規定は、平成16年11月18日から適用する。
- 2 平成16年11月18日前に系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金の融通に関する措置要綱（平成2年6月7日付け2農経A第635号農林水産事務次官依命通知）第4の(3)の規定により利子補給の決定を受けている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第1,181号

企業参入促進資金利子補給金交付要綱（平成15年島根県告示第789号）の一部を次のように改正する。

平成16年12月3日

島根県知事 澄 田 信 義

別表貸付条件の欄中「年1.8パーセント」を「年1.7パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成16年12月3日から施行する。
- 2 この告示による改正後の企業参入促進資金利子補給金交付要綱の規定は、平成16年11月18日以後の貸し付けられる企業参入促進資金について適用し、同日前に貸し付けられた企業参入促進資金については、なお従前の例による。

島根県告示第1,182号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年12月3日

島根県知事 澄 田 信 義

能義郡伯太町土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

池田 浩昭 安来市伯太町井尻1030番地8

島根県告示第1,183号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年12月3日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林の所在場所
八束郡東出雲町大字須田字金山谷1796 - 6、字ナメラ谷1796 - 8
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準

伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び東出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1,184号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年12月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 (1) 解除に係る保安林の所在場所

出雲市下古志町字奥分1819 - 6、芦渡町字廻田2437 - 25、2437 - 26

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2 (1) 解除に係る保安林の所在場所

出雲市所原町字堤外4562 - 3

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第1,185号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年12月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除に係る保安林の所在場所

出雲市東神西町字井ノ内1496 - 8

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第1,186号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年12月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除に係る保安林の所在場所
安来市広瀬町宇波2050 - 5
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 解除の理由
農道用地とするため
-

島根県告示第1,187号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年12月3日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除に係る保安林の所在場所
八束郡美保関町大字七類2512 - 2、3143 - 2、3143 - 3、3147 - 2
 - 2 保安林として指定された目的
魚つき
 - 3 解除の理由
下水道事業用地とするため
-

島根県告示第1,188号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年12月3日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除に係る保安林の所在場所
八束郡島根町大字多古1898 - 5
 - 2 保安林として指定された目的
風害の防備
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
-

島根県告示第1,189号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年12月3日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和46年3月25日農林省告示第573号（二に限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び佐田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1,190号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年12月3日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示(重要流域(平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。)に係るものを除く。)で定めるところによる。

平成7年11月14日農林水産省告示第1827号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1,191号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成16年12月3日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン益田 島根県益田市高津町イ1128番地112外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社ゆめカード 代表取締役社長 滝本繁 広島県広島市南区京橋町2番22号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

太陽商事株式会社 長崎県佐世保市卸本町8番3号 内型敦男

(変更後)

藤田服飾株式会社 広島県広島市西区商工センター2丁目11番12号 藤田弘道

(4) 変更の年月日

平成16年7月30日

2 届出年月日

平成16年11月18日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市企業誘致・振興課（益田市常盤町1番地1号）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名又は名称及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第1,192号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成16年12月3日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン益田 島根県益田市高津町イ1128番地112外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社ゆめカード 代表取締役社長 滝本繁 広島県広島市南区京橋町2番22号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

（変更前）午後9時（ゆめタウン棟に入居する株式会社イズミ外16社）

（変更後）午後10時（ゆめタウン棟に入居する株式会社イズミ外16社）

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前8時30分から午後9時30分

（変更後）午前8時30分から午後10時30分

(4) 変更の年月日

平成16年12月2日

2 届出年月日

平成16年11月18日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市企業誘致・振興課（益田市常盤町1番地1号）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

- ア 氏名又は名称及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第1,193号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2 項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成16年12月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成 果 の 名 称		調査を行った地域	認証年月日
		地 籍 図	地 籍 簿		
都万村	平成14年度～16年度	21枚	1冊	都万	平成16年11月24日
美都町	平成14年度～16年度	27枚	1冊	朝倉	平成16年11月24日

島根県告示第1,194号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成16年12月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 起業者の名称

雲南市

2 事業の種類

地域交流拠点施設整備事業並びにこれに伴う普通河川付替工事

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県雲南市大東町飯田地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第 1 号の要件への適合性について

地域交流拠点施設整備事業並びにこれに伴う普通河川付替工事（以下「本件事業」という。）のうち、地域交流拠点施設整備事業（以下「本体事業」という。）は、雲南市が、交流棟及び駅前交流広場（イベント広場及び駐輪場）を整備しようとするものであり、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第 3 条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により機能が遮断される普通河川の付替工事（以下「関連工事」という。）は、同条第 2 号

に掲げる「その他公共の利害に係る河川」に関する事業に該当する。

よって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である雲南市は、地方債及び一般財源により財源措置を講じているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、JR出雲大東駅周辺の交通結節機能の向上を図るとともに、公共交通利用者をはじめ駅前ゾーンに集う人々が楽しく憩える交流空間の形成を図るものであり、本件事業を施行することにより得られる利益は、相当程度存するものと考えられる。

一方、本件事業は、現在のJR出雲大東駅周辺の公共用地（駅敷地、道路）の有効活用を核として計画されており、本件事業の施行により失われる利益については、軽微なものであると考えられる。

で述べた得られる利益と で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められる。

よって、本件事業は法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、雲南市が、第4次大東町総合振興計画に基づき、地域交流拠点施設（交流棟）及び駅前交流広場（イベント広場及び駐輪場）の整備を図るものである。

JR出雲大東駅は、県立大東高校への通学や隣接する公立雲南総合病院への通院などで1日平均およそ220人の乗降客があるが、駅舎は築後60年以上が経過し老朽化が著しく、待合室も狭隘で乗客が外で待つ状態も見受けられる。また、JRとバスとの連絡がないため、駅が交通の拠点としての機能を果たしていない上、大型車両の出入り等で極めて危険な状態にある。

また、隣接する公立雲南総合病院の役割は広域的な医療拠点としてますます重要となってくるものと考えられ、駅並びに病院を含めた周辺の早急な整備が迫られている。

このようなことから、バリアフリー対応の『新たな交流空間』となるJR出雲大東駅周辺整備が喫緊の行政課題となっているところである。

以上のことから、本件事業を実施する必要性が認められる。

次に、本件事業に係る起業地は、本体事業及び関連工事の施設規模及び利用目的等から勘案し、必要最小限度の範囲であると認められる。

さらに、本件事業に係る起業地内に一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないもので、本件事業の目的を実現するために、起業地全体に収用の手段を講じることが合理的と考えられる。

よって、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

既述のとおり、本件事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

雲南市役所

島根県告示第1,195号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成16年12月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域			管轄する地 方機関の名称	備 考	
		区 間	変更前 後の別	敷地の幅員			延 長
県 道	上阿井八川 線	仁多郡横田町大字八川 字叶谷東山2759番 4 地 先から同大字字叶谷西 山2760番23地先まで	前	メートル 6.00 ~ 33.00	メートル 690.00	木次土木建 築事務所仁 多土木事業 所	雪寒地域道路事 業 拡幅
			後	14.00 ~ 41.00	690.00		

島根県告示第1,196号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成16年12月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する地 方機関の名称	備 考
県 道	上久野大東 線	雲南市大東町塩田字平下モ道下15番 2 地 先から同町篠淵11番 2 地先まで	メートル 375.00	平成16年 12月 3 日	木次土木建 築事務所	

島根県告示第1,197号

電線共同溝を整備すべき道路の指定区間を次のとおり変更したので、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第39号）第 3 条第 4 項の規定により告示する。

平成16年12月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の 種 類	路 線 名	変更前 後の別	区 間	上り線又は 下り線の別	指 定 年月日
一般国道	191号	前	益田市あけぼの西町11番 9 から同市あけぼの本町 4 番 5 まで	上下線	平成16年 12月 3 日
		後	益田市あけぼの西町11番 9 から同市あけぼの本町15番21 まで	上下線	
県 道	益田停車場 線	前	益田市駅前町口249番 4 から同町口246番 1 まで	上下線	"
		後	益田市駅前町口249番 4 から同市栄町397番 4 まで	上下線	

島根県告示第1,198号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成16年12月3日

島根県知事 澄田信義

1 免許年月日

平成16年11月17日

2 免許受人

島根県 代表者 島根県知事 澄田信義

3 埋立区域及び埋立に関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

島根県隠岐郡西ノ島町大字別府453番地8の地先公有水面。

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びの地点との地点とを結ぶ平成15年秋分の満潮位(D.L.+0.45メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。

の地点 隠岐郡海士町大字菱浦地先の隠岐松ヶ崎灯台(北緯36度6分3秒、東経133度3分51秒)から308度3分25秒、2,088.66メートルの地点

の地点 の地点から147度43分30秒、25.82メートルの地点

の地点 の地点から57度43分30秒、30.00メートルの地点

の地点 の地点から147度43分30秒、21.47メートルの地点

の地点 の地点から57度43分30秒、43.30メートルの地点

の地点 の地点から327度43分30秒、5.00メートルの地点

の地点 の地点から237度43分30秒、0.40メートルの地点

の地点 の地点から327度43分30秒、44.42メートルの地点

の地点 の地点から57度43分30秒、0.40メートルの地点

の地点 の地点から327度43分30秒、0.60メートルの地点

ウ 面積

3,172.96平方メートル

(2) 埋立に関する工事の施行区域

ア 位置

島根県隠岐郡西ノ島町大字別府453番地8の地先公有水面。

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とEの地点とを結んだ線により囲まれた区域。

Aの地点 隠岐郡海士町大字菱浦地先の隠岐松ヶ崎灯台(北緯36度6分3秒、東経133度3分51秒)から307度19分8秒、2,094.77メートルの地点

Bの地点 Aの地点から147度43分33秒、80.52メートルの地点

Cの地点 Bの地点から57度49分53秒、137.05メートルの地点

Dの地点 Cの地点から327度43分35秒、83.97メートルの地点

Eの地点 Dの地点から247度18分16秒、75.05メートルの地点

ウ 面積

12,255.35平方メートル

3 埋立地の用途

漁業施設用地

島根県告示第1,199号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第 1 項の規定により浜田港臨港地区内に島根県管理港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（平成16年島根県条例第61号）第 2 条に規定する分区を指定したので、次のとおり告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年12月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 分区指定区域

浜田市熱田町、長浜町、周布町及び治和町の臨港地区内

2 縦覧場所

島根県土木部港湾空港課及び浜田土木建築事務所

島根県告示第1,200号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第 1 項の規定により三隅港臨港地区内に島根県管理港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（平成16年島根県条例第61号）第 2 条に規定する分区を指定したので、次のとおり告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年12月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 分区指定区域

那賀郡三隅町大字岡見の臨港地区内

2 縦覧場所

島根県土木部港湾空港課及び浜田土木建築事務所

島根県告示第1,201号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第 1 項の規定により西郷港臨港地区内に島根県管理港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（平成16年島根県条例第61号）第 2 条に規定する分区を指定したので、次のとおり告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年12月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 分区指定区域

隠岐郡隠岐の島町中町、東町、東郷及び飯田の臨港地区内

2 縦覧場所

島根県土木部港湾空港課及び隠岐支庁土木建築局

島根県告示第1,202号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第 1 項の規定により別府港臨港地区内に島根県管理港湾の臨港地区内の分区に

おける構築物の規制に関する条例（平成16年島根県条例第61号）第2条に規定する分区を指定したので、次のとおり告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年12月3日

島根県知事 澄 田 信 義

1 分区指定区域

隠岐郡西ノ島町大字別府字カド、字尾崎、字飯田、字尾ノ代、字茶山及び同町大字美田字八幡ノ前の臨港地区内

2 縦覧場所

島根県土木部港湾空港課及び隠岐支庁土木建築局島前事業部

島根県告示第1,203号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定により、次のとおり一定の複数建築物に対する制限の特例に係る認定をしたので、同条第8項の規定により告示する。

その関係図書は、木次土木建築事務所及び仁多町役場に備えて一般の縦覧に供する。

平成16年12月3日

島根県知事 澄 田 信 義

1 対象区域

仁多郡仁多町大字三成152 - 22、152 - 33

2 認定の年月日及び番号

平成16年11月22日 第2号

島根県告示第1,204号

島根県指定金融機関等の名称等（平成16年島根県告示第67号）の一部を次のように改正し、平成17年1月1日から施行する。

平成16年12月3日

島根県知事 澄 田 信 義

第2号の表島根県信用農業協同組合連合会の項第3号コを次のように改める。

コ 飯石郡飯南町（八神、獅子、志津見及び角井の区域に限る。）

訓 令

島根県訓令第16号

土 木 部
浜田土木建築事務所

八戸ダム操作規則（平成9年島根県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

平成16年12月3日

島根県知事 澄 田 信 義

受訓先を「土 木 部
浜田土木建築事務所」に改める。

第17条第1項中「川本土木建築事務所長」を「浜田土木建築事務所長」に改め、「松江地方气象台から」の次に「大田邑智地区及び浜田地区において」、 「に関する」の次に「注意報又は」を加え、同条第2項中「平成9年7月29日訓河

発第33号」を「平成16年12月 3 日訓河第1194号」に改める。

第18条第 1 号中「浜田土木建築事務所、建設省中国地方建設局浜田工事事務所」を「国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所」に改める。

第37条の見出しを「(細則)」に改め、同条中「知事が別に」を「細則に」に改める。

附 則

この訓令は、平成16年12月 3 日から施行する。

公 告

クリーニング業法(昭和25年法律第207号) 第 7 条第 1 項の規定により平成16年11月 5 日に実施した平成16年度クリーニング師試験の合格者の受験番号は次のとおりである。

平成16年12月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

1、 3、 4、 13、 15

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号) 第36条第 3 項の規定により公告する。

平成16年12月 3 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開発区域

八束郡東出雲町大字揖屋町字崎田2755番 1 外10筆

面積 15,027.89平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取県米子市道笑町 4 丁目138番地

カナートプロダクツ株式会社

代表取締役 谷本賢司

教 育 委 員 会 規 則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月 3 日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第34号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則(昭和32年島根県教育委員会規則第11号) の一部を次のように改正する。

第15条第 1 項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とする。

第17条中第 4 号を削り、同条第 5 号中「第 6 号」を「第 5 号」に改め、同号を同条第 4 号とする。

別表第10中「頓原町立」を「飯南町立」に、「赤来町立谷小学校」を「同 谷小学校」に改める。

別表第10の 2 中「頓原町立」を「飯南町立」に改める。

別表第10の 3 中「赤来町立」を「飯南町立」に、「美都町立」を「益田市立」に改める。

附 則

この規則は、平成17年 1 月 1 日から施行する。

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月3日

島根県人事委員会委員長 中村 寿夫

島根県人事委員会規則第18号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第28条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第31条中第4号を削り、同条第5号中「第6号」を「第5号」に改め、同号を同条第4号とする。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月3日

島根県人事委員会委員長 中村 寿夫

島根県人事委員会規則第19号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第21条中第4号を削り、同条第5号中「第6号」を「第5号」に改め、同号を同条第4号とする。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月3日

島根県人事委員会委員長 中村 寿夫

島根県人事委員会規則第20号

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第76」を「別表第78」に改める。

別表第76の次に次の2表を加える。

別表第77

邑南町

議会事務局	局長
町長部局	課長（支所の課長を除く。）、支所長、室長、主査、診療所長、総務課長補佐（人事又は総務

	担当に限る。)、財政課長補佐
教育委員会事務局	教育長、課長、主査
小学校	校長、教頭
中学校	校長、教頭

別表第78

隠岐の島町

議会事務局	局長
町長部局	参事、支所長、総務課長、財政課長、出張所長、総務課長補佐（行政又は職員担当に限る。）、行政係長、職員係長
教育委員会事務局	教育長、参事
小学校	校長、教頭
中学校	校長、教頭

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

平成16年11月 2 日付け島根県報第1,621号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
10	下から15	島根県立中央病院長 中川正久	島根県知事 澄田信義

